

レンタル約款

この度は、レジライフ株式会社のレンタル純水器をご利用いただき、誠にありがとうございます。

お客様（以下「賃借人」という）は、レジライフ株式会社（以下「賃貸人」という）のレンタル純水器をご利用にあたり、下記契約条項に同意するものとします。

契約条項

第1条（レンタル）

賃貸人は、賃借人に対し、合意した計測器等のレンタル純水器（以下「レンタル純水器」という）を貸与し、賃借人はこれを借り受ける。

第2条（レンタル申し込み）

1. レンタルを申し込む場合は本約款を承諾の上、当社レンタル注文フォーム、又は利用者指定の書式にて書式にて申し込むものとする。
2. 申込内容は、賃貸人の在庫状況等により希望通りの期間・仕様での提供ができない場合がある。賃貸人は、申込に対し、最終的な契約の可否を判断する権利を有するものとする。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は別途取り決めによるものとし、賃貸人がレンタル純水器を賃借人に引き渡した当日から起算する。
2. レンタル期間満了の2日前までに賃借人が延長を申し出た場合、特段の事情がない限り、賃貸人はこれを承諾するものとする。

第4条（レンタル料、キャンセル料）

1. 賃借人は、賃貸人に対し、別途取り決めたレンタル料を、指定の支払方法により支払うものとする。
2. 賃借人の都合により、レンタル純水器の出荷当日または出荷後にキャンセルされた場合、引き渡し前であっても、賃借人は賃貸人に所定のキャンセル料金を支払うものとする。
3. レンタル純水器のキャンセルは、出荷の前々日までにお申し出いただいた場合に限る、無料に対応いたします。出荷前日および出荷当日にキャンセルのご連絡をいただいた場合は、レンタル料金の50%をキャンセル料としてお支払いいただきます。出荷後にキャンセルされた場合は、引き渡しの有無にかかわらず、レンタル料金の100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。
キャンセルのご連絡は、弊社の営業時間内に電話またはメールにてお願いいたします。営業時間外にご連絡いただいた場合は、翌営業日の受付扱いとなりますので、

あらかじめご了承ください。

本規定は、出荷準備にかかる費用、輸送費用、機会損失等を考慮したものです。お申し込みの際は、本規定をご理解・ご承諾のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

第5条（レンタル純水器の引き渡し）

1. 賃貸人は、レンタル純水器を国内において賃借人の指定する場所で引き渡すものとする。
2. 引き渡しに要した運送費等の費用は、レンタル開始時は賃貸人が負担し、レンタル終了時の返送費用は賃借人が負担する。
3. 賃借人は、最初のレンタル料の支払い時に、レンタル開始時の運送費を賃貸人に一括して支払うものとする。

第6条（担保責任）

1. 賃貸人は、レンタル純水器の引き渡し時において、正常に作動することのみを担保し、賃借人の使用目的への適合性は担保しない。
2. 賃借人がレンタル純水器の引き渡し後 72 時間以内に、書面により性能の欠陥を通知しなかった場合、レンタル純水器は正常な状態で引き渡されたものとみなす。
3. レンタル純水器が正常に作動しない、または性能を発揮しない場合、賃借人は速やかに賃貸人に通知するものとする。賃貸人は、必要に応じて対応策（修理、交換、技術サポート等）を講じるものとする。ただし、使用環境や水質、その他賃借人の使用方法に起因する性能の低下については、賃貸人は責任を負わない。
4. レンタル純水器引き渡し後、賃借人に責任のない事由によりレンタル純水器が正常に作動しなくなった場合、賃貸人はレンタル純水器を修理または交換するものとする。この場合、賃貸人はレンタル純水器の使用不能期間中のレンタル料を日割り計算で減免するものとし、それ以外の損害賠償責任は負わない。
5. 前項において、修理または交換に過大な費用または時間を要する場合、賃貸人はレンタル契約を解除できるものとする。

第7条（レンタル純水器の保管、使用、維持）

1. 賃借人は、レンタル純水器の保管および使用に際し、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
2. 賃借人は、賃貸人の書面による事前承諾なく、レンタル純水器の改造・加工等を行わないことはもちろん、第三者に対する賃借権の譲渡または転貸をしてはならない。
3. 賃借人は、レンタル純水器を譲渡し、または担保権を設定するなど、賃貸人の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。
4. 賃借人は、レンタル純水器が強制執行その他の法的・事実に侵害を受けることがないように保全し、万が一そのような事態が発生した場合は、直ちに賃貸人へ通知し、

速やかに解決を図るものとする。

第8条（レンタル純水器の使用等に起因する損害）

レンタル純水器の不動作または故障により、レンタル期間中に賃借人または第三者に何らかの損害が発生した場合、賃貸人は賃借人および第三者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

また、第三者に生じた損害については、賃借人が自己の責任と負担において賠償するなどして解決するものとする。

第9条（レンタル純水器の滅失・毀損）

1. レンタル純水器の引渡しから返還までの間に生じた滅失、毀損または返還不能のリスクは、原因の如何を問わず、すべて賃借人が負担するものとする。ただし、通常の使用による損耗はこの限りではない。
2. レンタル純水器が滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、または返還不能となった場合、賃借人は賃貸人に対し、代替物件の購入代金相当額の損害賠償責任を負うものとする。
3. レンタル純水器が毀損（所有権の制限を含む）した場合、賃借人は賃貸人に対し、修理代金相当額の損害賠償責任を負うものとする。
4. 前3項の場合、賃借人はレンタル純水器の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料の支払義務を免れないものとする。
5. 賃借人は、レンタル純水器の滅失または損傷を伴う事故等が発生した場合、速やかに賃貸人へ通知するものとする。また、レンタル純水器が盗難された場合は、速やかに所轄の警察署へ届け出を行い、盗難届受理番号を取得するものとする。

第10条（保守サポート契約）

1. 賃借人は、事前に別段の意思表示をしない限り、レンタル契約の成立と同時に、賃貸人が提供するレンタル純水器の保守サポート契約（以下「本保守契約」という）を締結するものとする。ただし、レンタル純水器の入れ替えを除き、レンタル純水器の引き渡し後に本保守契約を締結することはできない。
2. 本保守契約は、レンタル契約と一体として提供されることを前提とするため、レンタル契約のレンタル期間と本保守契約に基づく保守サポートの提供期間は同一とし、いずれか一方のみを解約・解除することはできない。
3. レンタル契約が終了した場合、または本保守契約の対象となるレンタル純水器に関するレンタル契約が終了した場合、本保守契約も同時に終了するものとする。終了理由を問わず、これに例外はない。

4. 賃借人は、本保守契約に関わる対価（以下「保守料」という）を、レンタル契約に基づくレンタル料と共に賃貸人に支払うものとする。
5. 本保守契約の対象となるレンタル純水器が損傷した場合、賃貸人は自己の負担で修理を行うものとし、本レンタル約款第8条に定める損害賠償責任（ただし、別途合意する賃借人負担部分を除く）を免除するものとする。
6. ただし、以下のいずれかに該当する場合、本保守契約の適用対象外とし、賃貸人はレンタル純水器の修理を行わないことができる。
 1. レンタル純水器が滅失し、または修理不可能（修理に過大な費用を要する場合を含む）な場合
 2. 賃借人に故意または重大な過失が認められる場合
 3. 天災や日本国外での使用に起因し、レンタル純水器が損傷した場合
 4. レンタル純水器の機能に影響を及ぼさない外観の損傷である場合
 5. その他、前各号に準じる場合

第11条（契約の解除）

賃借人が次のいずれかに該当した場合、賃貸人は催告をせず、通知のみにより本レンタル契約を解除することができる。この場合、賃借人は未払いのレンタル料およびその他の金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人が被った損害についても賠償するものとする。

1. レンタル料の支払いを一度でも遅延した場合
2. 支払いを停止し、または手形・小切手を不渡りにした場合
3. 保全処分、強制執行、滞納処分を受けた場合、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き等の申し立てがあった場合
4. 事業を休廃止または解散し、または信用を喪失した場合
5. 故意または重大な過失によりレンタル純水器に修理不能の損害を与え、または滅失した場合
6. 本レンタル契約のいずれかの条項に違反した場合

第12条（レンタル純水器の返還）

1. 本レンタル契約がレンタル期間満了により終了した場合、または前条に基づき契約が解除された場合、賃借人は賃貸人の指定する場所へ、自己の負担で直ちにレンタル純水器を返還するものとする。
2. 賃借人がレンタル純水器を返還せず（滅失を含む）、または毀損した状態で返還した場合、賃貸人に対し、代替物件の購入代価を支払うか、レンタル純水器の復元または修理に要する費用を負担するものとする。
3. レンタル純水器に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合、賃借人は事前にデータを消去して返還するものとし、返還後のデータ消失または漏洩による損害につい

て、賃貸人は一切責任を負わないものとする。

4. 賃借人がレンタル純水器の返還を遅延した場合、返還完了日までの遅延日数分のレンタル料相当額を遅延損害金として賃貸人に支払うものとする。

第 13 条（環境汚染物質下での使用及び危険物の返還禁止）

1. 賃借人は、放射能、アスベスト、病原体その他の環境汚染物質（以下「汚染物質等」という）の影響下でレンタル純水器を使用してはならない。
2. レンタル純水器に汚染が生じた場合、賃借人は直ちに汚染物質の除去または適切な廃棄処分を行い、これにより生じた損害を全額負担するものとする。
3. 賃借人は、賃貸人の承諾なく、放射線源、劇薬その他の危険物（以下「危険物」という）をレンタル純水器と共に返還してはならない。
4. 賃借人が賃貸人の承諾なく危険物を返還し、これにより賃貸人または第三者に損害が生じた場合、賃借人が一切の責任を負うものとする。

第 14 条（費用及び消費税等の負担）

1. 本レンタル契約に基づく賃借人の債務履行に関する一切の費用は賃借人が負担する。
2. レンタル純水器の引き渡しおよび返還に関わる運送費等の諸費用は賃借人が負担する。
3. 賃借人は、レンタル期間中の消費税を法定税率に基づき支払うものとする。

第 15 条（支払遅延損害金）

賃借人が、本レンタル契約に基づくレンタル料、代替物件の購入価格相当額、またはその他の金銭債務の支払いを怠った場合、賃借人は支払うべき金額に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年 10%の割合（365 日の日割計算）による遅延損害金を賃貸人に支払うものとする。

第 16 条（裁判管轄）

本レンタル契約に関するすべての紛争の管轄裁判所は、賃貸人の本社所在地を管轄する裁判所とする。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 賃借人および賃貸人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能

暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）。

2. 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係にある者。
 3. 自己または第三者の不正利益のため、または第三者への加害目的で、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 4. 暴力団員等に対し、資金提供または便宜供与を行うなどの関与をしていると認められる関係にある者。
 5. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において定義される「犯罪による収益」に関わる犯罪（以下「犯罪」という）を行った者。
2. 賃借人および賃貸人は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行わないことを確約する。
 1. 暴力的または法的責任を超えた不当な要求行為。
 2. 脅迫的な言動、暴力を用いる行為、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。
 3. 犯罪に該当する行為。
 4. その他、前各号に準ずる行為。
 3. 賃借人または賃貸人が前2項のいずれかに違反した場合、契約違反とみなし、相手方は催告や通知を行わずに本レンタル契約を直ちに解除することができる。これにより違反当事者に損害が生じた場合でも、相手方は一切の責任を負わない。

以上

2025 年 3 月 3 日改定